

議案第 10 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月2日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

リフレッシュ休暇承認期間を延長することに伴い一部規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第9条 令和元年度に第29条第2項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。

2 第29条第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度となる者（同項第1号又は第2号に掲げる者に限る。）における同項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

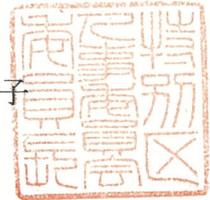
改正後	改正前
<p><u>附 則</u> <u>第 9 条 令和元年度に第 2 9 条第 2 項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。</u></p> <p><u>2 第 2 9 条第 3 項の規定による承認に係る期間が令和 2 年度となる者（同項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に限る。）における同項第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	



02 特人委給第 653 号
令和 3 年 2 月 16 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の
一部改正について（回答）

令和 3 年 2 月 10 日付 2 世教職第 966 号により承認申請のあった下記規則
案について承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改
正する規則